

2-3. 経費

(1) 経費の概要

大津市民病院における経費の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

経費	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
厚生福利費	18,356	16,337	16,966	17,429	13,658
報償費	17,932	17,680	24,796	25,058	28,297
旅費交通費	1,550	2,000	2,162	1,892	1,443
職員被服費	1,955	2,110	1,992	2,047	2,060
消耗品費	58,536	62,926	51,451	54,645	58,850
消耗備品費	4,620	7,337	3,031	6,380	8,511
光熱水費	272,888	268,444	278,479	302,745	281,645
燃料費	216	200	198	192	168
食料費	602	1,020	856	573	907
印刷製本費	16,156	14,922	14,186	12,460	11,676
修繕費	158,146	131,170	162,487	135,125	102,351
保険料	32,179	16,178	14,620	16,515	27,157
賃借料	102,630	178,325	259,887	270,248	269,281
通信運搬費	8,940	8,736	8,957	9,062	9,382
委託料	920,168	911,659	939,740	975,166	1,054,367
諸会費	3,227	2,890	3,068	3,196	3,276
工事費	—	—	—	—	7,783
雑費	11,957	10,482	12,382	8,030	6,941
病院交際費	42	40	30	29	30
賠償金	—	2,490	23,030	47,549	—
経費合計	1,630,108	1,654,956	1,818,327	1,888,351	1,887,791

- ・平成18年度及び平成19年度の賃借料の増加は平成18年度途中から導入したオーダーリングシステムの使用料（平成18年度94,260千円、平成19年度169,911千円）である。
- ・賠償金は医療事故による損害賠償支払い額である。平成19年度に20,100千円の支払いが1件、平成20年度に47,165千円の支払いが1件ある。医療事故の損害賠償に備えて損害保険に加入している。

上記推移表にあるように、経費のうち、委託料がその過半を占めており、重要性も高いので、以下、委託料についてのみ検討を加えることとする。

(2) 委託契約事務の流れ

大津市事務決裁規程では 10,000 千円以上の委託の決定及び契約の締結について、新規の場合は市長、継続の場合は副市長が決裁権者となっている。しかし、大津市民病院では事務の効率的な運営を図るため大津市民病院事務決裁規程において、物件、労力その他の供給に係る契約の締結については、以下のとおり権限が定められている。

金額	決裁権者
15,000 千円未満	院長
10,000 千円未満	事務局長
3,000 千円未満	事務局次長
1,000 千円未満	課長

また、事務処理手続きは契約金額に応じて以下のとおり定められている。

契約金額	事務処理手続
3,000 千円以上	設計額 3,000 千円以上の委託契約の指名競争入札、見積照合の業者選定については「大津市民病院入札等指名業者選定委員会設置要領」に基づき決定する。入札の執行は担当課で実施している。
500 千円以上 3,000 千円未満	業者選定は大津市契約検査課と協議の上、担当課と事務局次長で決定している。入札の執行は担当課で実施している。
500 千円未満	大津市の登録業者名簿から 1 社以上（新規、特殊は 2 社以上）の見積を徴収して業者決定する。業者選定はグループで決定している。

(3) 委託業者等の選定手続き

平成 21 年度に締結されている委託契約（全 85 件）については、その全てが随意契約（見積照合を含む）で締結されている。これは契約内容の特殊性及び継続性を重視し、当該業務については特定の業者しか遂行し得ないと判断したことによる。

平成 21 年度に締結されている年間契約額 5,000 千円以上の委託契約は以下のとおりである。

(単位：千円)

委託業務名及び委託業務概要	契約金額
洗濯業務・クリーニング業務 院内の洗濯業務、白衣等のドライクリーニング等	14,553
歯科技工業務 歯科技工物の制作	8,400
臨床検体検査業務 臨床検査	46,440
材料滅菌部等業務委託	57,684
給食業務委託	207,651
寝具類供給管理業務 付添寝具供給管理業務	16,444
清掃管理業務	80,640
保安警備業務	20,081
電話交換業務	7,636
ごみ（可燃性・不燃性）収集運搬業務	6,705
施設メンテナンス業務	33,453
吸収冷暖房機保守点検業務	5,250
全身用X線コンピュータ断層撮影装置保守点検業務	34,650
医用画像情報システム保守点検業務	11,677
総合医療情報システムコンピュータ運営管理業務	22,554
総合医療情報システム保守業務	26,460
物品管理業務委託	30,996
事務補助、電算入力業務委託	5,691
診療材料調達業務委託	6,272
医療事務等関連業務委託（患者の受付から医療費の計算、医療費の請求までの一連の医療事務）	305,523

表にある委託業務名等から断定をすることはできないが、業務の特殊性や継続性を重要視する必要のない委託契約も多数存在するように見受けられる。洗濯業務、給食業務、寝具類管理業務、清掃管理業務、保安警備業務等一定以上の業務水準は求められるものの、特殊性や継続性を重視して地方自治法施行令に定める随意契約を締結するほどの根拠は薄いように思われる。

(4) 委託業者への時間外勤務手当

(株)アイ・エム・ビイ・センターと締結している医療事務等関連業務委託契約では、当該業務に係る委託業者職員の時間外勤務手当は、大津市民病院が固定契約額とは別に勤務実績に応じて単価契約で支払をしている。

平成19年度から平成21年度までの当該委託契約に係る当初予算と実績との比較は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

	内訳	当初予算	補正	支払実績
平成19年度	基本契約	301,896	2,226	304,122
	時間外手当	6,791	2,370	9,161
	合計	308,687	4,596	313,283
平成20年度	基本契約	313,425	—	313,425
	時間外手当	9,711	—	9,264
	カルテ整理業務	1,605	—	1,605
	合計	324,741	—	324,295
平成21年度	基本契約	303,811	—	303,811
	時間外手当	—	8,497	8,497
	カルテ整理業務	1,605	—	1,605
	合計	305,416	8,497	313,913

予算額と支払総額が大きく乖離していることはないが、平成21年度に関しては毎年実績のある時間外手当を当初予算では見込んでいない。これは委託業者に時間外手当を支給することについては問題があると判断して、予算からは削除したものの、時間外勤務を削減させることができず、結局、実績に合わせ予算を補正している。

2-4. 監査結果

(1) 時間外勤務の承認手続きについて（給与費）

時間外勤務については本来、所属長から事前に勤務命令が発出され、それに基づいて勤務を行い、その実績について所属長に承認をもらわなければならないことになっているが、実態は事後承認となっている。

業務の特殊性から、所属長が職員の業務の進捗状況を把握し、適切に勤務命令を発出することができないためやむを得ず事後承認となっているとのことであるが、事後承認が常態化してしまうと、時間外勤務を減らそうとする意識が薄れてしまい、必要以上に勤務時間が延長してしまう可能性がある。「勤務命令」という形ではなくても事前に勤務時間に関して承認を得るようにする等の措置を講じるなどして勤務時間の管理を行うべきである。

(2) 棚卸資産計上額について（材料費・貯蔵品）

薬品のうち、倉庫保管の定数品以外は会計上消費されたものとして取り扱われているが、倉庫から払い出された後に調剤室で保管されている薬品及び各病棟で保管されている薬品については本来棚卸資産として把握し、在庫管理を行うべきものである。調剤室で保管されている薬品については棚卸しが随時実施されており、直近では平成20年10月に行われている。このときの在庫高は32,372千円と報告されており、平成22年3月末の決算上の薬品残高11,164千円と比べても無視できない量を常時保管していると思われる。病棟に常備されている薬品については各病棟に管理が任されており、病院全体としての数量を把握していない。

今後は少なくとも期末時に棚卸しを実施して棚卸資産残高を把握し、これを決算に反映させることにより、適正な損益計算及び適正在庫数量を実現していくべきである。

(3) 薬品・医療材料新規取扱時等の周知方法について（材料費・貯蔵品）

現在、薬品や医療材料について新規に取り扱う物品の見積照合等、又は継続取扱物品の対抗商品の提示の募集等の周知方法について、薬品は現在の取引業者への見積依頼、医療材料については管理棟内での掲示等となっており、実態として周知対象は現在の取引業者に限定されてしまっている。これでは新規参入の機会がなく、より安価で高品質な物品を入手するための適正な周知方法とは言えない。今後は出入り業者以外にも情報が発信され、新規参入を容易にする周知方法を検討するべきである。

(4) 委託業者の選定手続きについて

現在、締結されている委託契約の全てが随意契約で契約されているという実態については適切ではない。今後は特殊性・継続性という名目で行われている随意契約を限定的に考え、可能な限り指名競争入札等により参入業者を広げ、談合等発生の余地を失くしていく

必要がある。検討の結果、特殊性・継続性があるため随意契約にならざるを得ない委託業務であっても長期にわたり同一業者に委託されているものもあり、経済性、透明性の観点から最長年限を定める等の措置は必要である。

また、3,000千円以上の委託契約の指名競争入札、見積照合の業者選定については下記「大津市民病院入札等指名業者選定委員会設置要領」に基づき決定するものとされている。

大津市民病院入札等指名業者選定委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 大津市民病院所管の委託業務に関し、契約の相手方の選択等について適正な運営を図るため、審査機関として入札等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、設計額300万円以上の委託契約（工事に係るものを除く。）の指名競争入札又は見積照合の参加人の選択に係る事務を掌理する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 病院総務課長
- (4) 経理課長
- (5) 医事課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は事務局長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集して開催する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 緊急の必要があるときは、委員長は、書面による賛否を求めて、委員会の審議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

平成16年2月1日施行

平成21年4月1日最終改正

平成 22 年度に締結されている業務委託契約のうち、保安警備業務（㈱大進、契約金額 32,455 千円）、及び一般廃棄物収集運搬業務（(有)西村商店、同 6,439 千円）に関しては選定委員会を開催することなく見積照合によって業者が決定されている。選定委員会が開催されなかった理由としては、担当者が当該規定の存在そのものを認識していなかったことがあげられる。人事異動の際に十分な引き継ぎが行われていなかったことや、業務がマニュアル化されていなかったこと等に起因されると思われるが、結果として業者の選定を一部の職員に委ねられてしまうような状況が業者間での談合や、職員と業者との癒着を生み出す土壌となっていると考えられる。事実、監査期間中である平成 22 年 10 月清掃管理業務委託契約について談合、入札妨害が発覚し、委託先である東峯アメニティ・ケア㈱の社長が起訴され、大津市職員 2 名も官製談合防止法違反と競売入札妨害の罪で略式起訴されている。

また、平成 20 年度に実施された選定委員会の資料を閲覧したところ、委員会の議事録が残されていなかった。選定委員会は規定に基づく公式なものであり、業者の選定を行う重要な会議であるため、そこで検討された事項については議事録として保存しておくことが必要であると考えられる。

改めて、委託業者の選定、契約にかかる一連の手続きを改善し、全職員の共通認識のもと、対応されたい。

（5）委託業者に支払う時間外勤務手当について

㈱アイ・エム・ビィ・センターと締結している医療事務等関連業務委託契約では、委託業務における時間外勤務手当を支給する契約となっているが、時間外手当の確認及び支払手続きとしては、業者が作成した職員の勤務実績表を入手し、病院側はそれを根拠に支払を行っており、病院として時間外勤務の事実及び必要性については確認していない。

つまり、時間外勤務を管理しているのは委託業者で、その負担は大津市民病院ということになっている。

請求された時間外勤務経費が事実に基づいているものかどうか、その時間外業務が本当に必要なものかどうか（時間内で遂行すべきものではないのか）、上限は定める必要はないか等の疑問がある。現行制度では最終的な費用負担者が市民病院であるため、委託業者の時間外勤務管理がおろそかになる恐れもある。信頼関係に基づいた契約であると言っても委託料の支払者（大津市民病院）が支払の根拠資料の検証を怠れば不正請求の発生の危険性を残してしまうことになる。例えサンプリングによる部分的な検証であっても、これを実施することにより牽制が働き、不正が発生する危険性を低減させる効果がある。これは相手方を信用していないのではなく、あくまでも適正な管理を行うためのものである。適正な管理をすることによって委託業者とのさらなる信頼関係を築けるものであると考えられる。さらに、不正発生の危険性が全くないと仮定しても、大津市民病院が、業務の必要性

や効率性を検証することなく委託業者からの報告のとおりを支払うのであれば、委託業者が積極的に時間外勤務を減らそうとすることには期待することができない。

大津市民病院としても時間外勤務の実態の把握及び管理を厳格にする。又は勤務実態を把握した上で時間外勤務も固定契約額に含める等の契約の見直しが必要であると思われる。

2-5. 意見

(1) 退職給付引当金の計上について（給与費）

退職金の支給については平成20年度以降、支給時に全額費用処理を行っており、退職給付引当金（以下「引当金」という。）の計上はなされていない。平成19年度以前は一部について期間費用として給与費に計上し、残りを繰延勘定に計上して以後5年間で均等償却する処理を行っていた。

大津市民病院の場合、平成22年3月末における期末自己都合要支給額を試算してみるとその額は2,921,092千円に上る。これは平成22年3月末に仮に全職員が退職した場合に大津市民病院として負担しなければならない退職金の額である。引当金としては少なくともこれだけの額を計上しなければならない。

ただし、これを一括して計上するとあまりにも決算に及ぼす影響が大きいため、「地方公営企業会計制度研究会〈報告書〉」においても「退職給付引当金の義務付けにより、その影響が一時的に発現されることが予想されるが、激変緩和措置として、一定の年数の按分額を当該年数にわたって費用として処理することができるよう経過的な措置を置く。なお、経過措置の期間については今後の退職者の動向を踏まえ、設定するものとする。」とされている。一般企業に適用される「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）においても、この考えに該当する会計基準変更時差異について15年以内の一定の年数で償却することとなっている。

結論として、平成21年度末における期末自己都合要支給額2,921,092千円の引当金を、最長15年（1年当たり194,739千円）以内にて計上するとともに、今後毎年度増加する要支給額を計上していくことを検討されたい。

(2) 歩留り管理について（材料費・貯蔵品）

材料費に関しては単に適正な期末在庫を計上して会計年度中に消費（費用化）されたものを把握するのみにとどまらず、その消費が直接的に収益獲得に貢献できているかについても把握して管理していく必要がある。

薬品・医療材料の費用化の形態としては①診療に使用されて適正に保険請求され、収益を獲得しているもの、②診療に使用されたが保険請求されず、収益を獲得していないもの、③使用されずに廃棄されたものに分類できる。廃棄されたものには平成22年4月以降把握する体制になっているが、単に廃棄数量及び金額を把握するだけではなく廃棄理由を把握、管理することにより、安易な廃棄を減少させていくことが必要である。

使用されたが保険請求ができていないものについては現在のところ把握できていないが、まず、廃棄されたものを確実に把握できれば、それ以外は使用された材料であり、請求金額ベースでこの使用された材料の金額と、実際に請求した金額とを比較すれば、使用したが請求できなかった金額の把握も可能であると考えられる。また、これについても金額の把握だけではなくその原因を把握し、歩留りの向上に努めることこそが重要であり、今後これらの方法について検討されたい。

3. 固定資産

3-1. 固定資産概況

大津市民病院における過去5年間の固定資産及びその関連損益の推移は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
土地	6,033,388	6,033,388	6,033,388	6,033,388	6,033,388
建物	17,525,011	16,994,598	16,464,886	15,935,288	15,405,108
構築物	128,965	124,350	119,988	115,910	100,729
器械備品	930,464	864,771	994,484	1,052,473	1,093,207
車両運搬具	225	225	225	225	225
建設仮勘定	—	—	—	—	66,017
その他有形 固定資産	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
有形固定資 産合計	24,623,306	24,022,584	23,618,223	23,142,536	22,703,927
電話加入権	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
無形固定資 産合計	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
減価償却費	707,804	641,834	628,525	650,796	660,720
資産減耗費	2,444	1,562	10,330	13,877	16,374
固定資産売 却益	—	—	—	76	—
固定資産売 却損	—	3,825	—	—	—

また、平成 21 年度の固定資産の増減状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額	年度末償却未済額
土地	6,033,388	—	—	6,033,388	—	6,033,388
建物	22,223,785	—	940	22,222,844	6,817,735	15,405,108
構築物	196,160	—	22,013	174,146	73,417	100,729
器械備品	4,150,977	181,973	93,091	4,239,859	3,146,652	1,093,207
車両運搬具	4,517	—	—	4,517	4,291	225
建設仮勘定	—	66,017	—	66,017	—	66,017
その他有形固定資産	5,250	—	—	5,250	—	5,250
有形固定資産合計	32,614,079	247,990	116,045	32,746	10,042,098	22,703,927
電話加入権	1,165	—	—	1,165	—	1,165
無形固定資産合計	1,165	—	—	1,165	—	1,165

- ・建設仮勘定は全て平成 22 年 8 月に完成した消化器内視鏡センター増改築工事に係るものである。
- ・その他有形固定資産は全て院内に展示されている美術品（非償却性資産）である
- ・固定資産の償却開始は取得年度の翌年度期首となっている。

3-2. 固定資産の会計処理

大津市民病院は地方公営企業法に基づいた会計処理を行うが、固定資産に関しては補助金を使った資産の購入等、特殊な会計処理があるため、以下説例により会計処理を記載する。

説例

①X0 年 8 月 取得価額 10,000 千円、耐用年数 5 年（定額法）の医療機器を購入し、普通預金にて支払った。この際、当該医療機器の購入に充てるため補助金が 4,000 千円交付され、普通預金に受入れた。

②X1 年 3 月決算処理（取得年度）

③X2 年 3 月決算処理

④X6 年 6 月 当該機器が使用できなくなったため廃棄処分とした。

なお、会計処理は現在大津市民病院で採用されている処理方法である。

仕訳①

借方	貸方	金額（単位：千円）	摘要
普通預金	補助金（資本剰余金）	4,000	補助金入金処理
器械備品	普通預金	10,000	医療機器購入時

資本的支出に充てるために交付された補助金等は資本剰余金に計上することとなっている。

②仕訳なし

減価償却の計算は取得の翌年度から開始することとなっているため、取得年度では減価償却を行わない。

仕訳③

借方	貸方	金額（単位：千円）	摘要
減価償却費	器械備品減価償却累計額	1,080	

取得価額が10,000千円で補助金を4,000千円受入れているので、6,000千円を取得原価とみなして減価償却計算を行っている。

$$(6,000 \text{ 千円} - 600 \text{ 千円}) \times 0.2 (\text{※}) = 1,080 \text{ 千円} \quad (\text{毎年の減価償却費})$$

(※) 耐用年数5年の場合の定額法による償却率

仕訳④

借方	金額（単位：千円）	貸方	金額（単位：千円）
器械備品減価償却累計額	5,400	器械備品	10,000
補助金（資本剰余金）	4,000		
固定資産除却損	600		

資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産を除却すること等により、損失が発生する場合は、当該資本剰余金を取り崩して損失を処理することができるとされている。

この説例の場合、償却開始から5年経過していることから減価償却累計額は5,400千円計上されている。これを除却すると、固定資産除却損は4,600千円となるが資本剰余金に補助金が4,000千円計上されているため、これを取り崩して損失にあて、会計上の固定資産除却損の計上額は600千円となる。

3-3. 固定資産の帳簿管理

大津市民病院は固定資産の管理方法として経理課において購入時に1品毎に固定資産台帳(手書きの紙台帳)を作成し、これを保管課別にファイリングしている。台帳には品名、購入価額、購入年月日、耐用年数、補助金等が記載されており、減価償却の計算は当該台帳上で手計算にて行い、これをエクセル表に集計し、その合計額を決算に反映しており、固定資産管理用の専用ソフトは使用していない。

エクセル表には減価償却費だけではなく、取得価額及び年度ごとの償却未済額も入力されているため、これを集計すれば、決算書の帳簿残高と一致するはずである。ところがこのエクセル表はこれまで減価償却費を集計することのみに使用されており、台帳上の固定資産の残高合計及び補助金合計が決算書残高と一致しているかどうかの確認はされてこなかった。このため、例えば実際には除却されている資産がエクセル表には除却済みである旨の入力がされていなくてもこれを検証し、修正する機会がなく、これが不一致となる理由の一つでもある。なお、ここに言う補助金とは資本的支出に充てるために国等から交付された補助金であって、受入れた補助金については会計上資本剰余金として計上することになっている。当該資本剰余金の取崩しは当該補助金によって取得した固定資産を除却や売却によって損失が発生した場合に限られるため、資本剰余金の内訳については対象となった固定資産が特定できるよう管理しておかなければならないが、これもなされていなかった。このことに関しては経理課でも平成21年度より検証を始め、エクセル表を整理し、固定資産台帳として使用できるようにするための作業を行っているところである。

平成22年9月末現在での平成22年3月末におけるエクセル表にて集計した償却未済額の科目別合計及び補助金合計と決算書上の残高との比較は以下のとおりである。

(単位：千円)

	償却未済額			補助金残高(資本剰余金)	
	決算書	エクセル表等	差額	決算書	エクセル表
土地(注)	6,033,388	6,033,388	—	内訳不明	—
建物	15,405,108	15,405,108	△0		81,700
構築物	100,729	100,732	△3		295
器械備品	1,093,207	1,050,340	42,866		281,102
車両運搬具	225	225	—		—
建設仮勘定(注)	66,017	66,017	—		—
その他有形固定資産(注)	5,250	5,250	—		—
合計	22,703,927	22,661,063	42,863		1,770,531

(注) 土地、建設仮勘定及びその他有形固定資産においてはエクセル表とは別の台帳が作成されている。

3-4. 固定資産の現物確認

3-3の固定資産台帳と決算書残高の照合はあくまでも管理台帳と帳簿の問題である。決算書に記載されている固定資産残高がその管理台帳と一致しているかを確認することは決算に当たり、最も基本的なことであり、これを照合することができなければ決算そのものの信頼性を損なわれることになる。従って大津市民病院ではまずこの作業を進めているところであるが、次に必要なのが管理台帳と現物の照合である。管理台帳と決算書が一致していたところで、管理台帳に見合う現物が存在しなければ、これもまた決算の信頼性を損なうものとなる。しかし、この現物確認についても大津市民病院ではこれまで実施されてこなかった。

3-5. 医療機器の取得手続

大津市民病院では医療機器を購入するには以下の手続が必要となっている。

(1) 購入する機器の決定

高額機器（1件30,000千円以上）は、予算編成時に決定されている。

年度当初の所属長会で購入希望を照会し、副院長、診療局長がヒアリングする。その結果を参照して、院長が購入する機器を決定する。

修理不能や修理が頻発することがあれば、随時、院長（から委任された医療機器選定部会長）に購入の可否を伺う。

(2) 購入する機種を選定

医療機器選定部会事務局（経理課資材グループ）が担当課に購入決定を伝える。

担当課は、性能、操作性、保守、既存品との整合等を総合判断して、機種選定する。

機種が決まれば、所定様式（購入申請、指定理由、性能比較）を経理課へ提出する。

医療機器選定部会（医師5名、技師3名、看護師2名、事務3名）を随時開催して、審議し、その結果を院長へ答申する。院長の承認を得て事務手続きに入る。

(3) 事務手続き

大津市契約規則第 18 条（随意契約の限度額）を準用する。

購入予定額が 800 千円を超えるものは指名競争入札を行い、800 千円未満のものは見積照合を行う。

(i) 指名競争入札

大津市民病院事務決裁規程に基づき決裁（ただし、購入予定額が 15,000 千円以上は市長に仰裁）する。その際、決裁権者が予定価格を設定する。

大津市に「医療器械器具」で業種登録のある業者の中から、当院への納入実績のあるものを指名し、入札通知する。

当院で入札執行し、予定価格以下の入札者を落札者とする。

落札者がいないときは、最低価格を入札した者と予定価格以下で随意契約する。

落札物品を含め改めて購入伺いを決裁し、売買契約書を締結する。

(ii) 見積照合

経理課で見積依頼書を掲示する。決裁権者は予定価格を設定する。

提出期限を待って、提出された見積書を照合し、予定価格以下の見積りがあれば、その最低価格提示者に決定する。なければ、予定価格以下で、最低価格提示者と交渉する。

改めて決裁し、契約書に代えて発注書を発行する。

3-6. 耐用年数の適用

固定資産を取得した時、減価償却費の計算を行うためにそれぞれの資産に応じた耐用年数を定める必要があるが、耐用年数の適用に当たっては地方公営企業法施行規則第 8 条において、別表第 2 号に定める耐用年数とすることとなっている。

大津市民病院では平成 10 年に現在の本館を増築しているが当該本館の耐用年数の適用について問題がある。

同施行規則別表第 2 号では建物及び建物附属設備の耐用年数について以下のように定めている。

(単位：年)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋 コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は 教習所用のもの	47
		病院用のもの	39
		変電所用、発電所用、停車場用又 は車庫用のもの	38
		工場（作業場を含む。）用又は倉 庫用のもの	
		塩素その他の著しい腐食性を 有する液体又は気体の影響を 直接全面的に受けるもの	24
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵庫用のもの	21
		その他のもの	31
		その他のもの	38
建物 附属 設備	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22 キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格 納式避難設備		8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の 区分によらないもの	主として金属製のもの	18
		その他のもの	10

また、同施行規則第8条第5項において、別表第2号に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）により難い特別の理由がある場合は当該有形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができるとしてその理由を以下の6項目に限定列挙している。

- ① 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。
- ② 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- ③ 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- ④ 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- ⑤ 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- ⑥ その他、前各号に掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。

上記の耐用年数表によると本館建物本体39年、電気設備15年、空調設備15年、昇降機設備17年が適用されることになるが大津市民病院ではこれを全て一体のものとみなし、一括して耐用年数を39年として減価償却を行ってきた。本体に関しては適正な耐用年数を採用しているが、その他の設備については法定のものよりも長い耐用年数が適用されている。

法定耐用年数以外の耐用年数を採用する場合には、実際の使用可能期間が法定耐用年数よりも著しく短くなった場合に限定されており、規定上、法定耐用年数よりも長い耐用年数を採用することは認められていない。電気設備、空調設備及び昇降機設備について耐用年数を39年としているのは適切ではない。これら建物附属設備については法定耐用年数よりも長期の耐用年数が採用されているため、結果として毎年の減価償却費は過小に計上されていることになる。

3-7. 消化器内視鏡センターの建設

平成22年8月に消化器内視鏡センターが増築されオープンした。この事業費は以下のとおりである。（全て消費税込、医療機器リース等については支払総額）

建築工事費	166,010 千円
うち、本体工事	101,850 千円
電気設備	16,432 千円
機械設備	41,637 千円
設計費	6,090 千円
医療機器リース等	248,072 千円
<u>医療機器等購入</u>	<u>32,632 千円</u>
合計	446,714 千円

今回の監査において、この内視鏡センターの収支計画等を検討した資料の提示を求めたところ、議会に対する説明用資料（資料7）及び質疑応答のための内部資料（資料8）の提示を受けた。議会説明用の資料に記載されているのは整備目的、施設概要、その他（人員配置、見込検査数・治療数、工期）であり、内部資料にも同様の内容が記されているのみである。

資料8に記載されているとおり、計画では内視鏡センターを建設することにより検査件数が約5,400件から約8,800件へと増加（63.0%増）、治療件数は約950件から約1,250件へと増加（31.6%増）を見込んでいる。ただし、これは長期的な予測であって建設直後の見込みではない。平成22年9月から11月の3ヶ月間における前年同月との検査数及び治療数の比較は以下のとおりであり、3ヶ月合計では検査件数で前年同期間対比18.7%増加、治療件数では同10.6%の減少となっている。

（単位：件）

	検査件数			治療件数		
	平成22年	平成21年	増減	平成22年	平成21年	増減
9月	550	439	111	58	69	△11
10月	558	457	101	63	73	△10
11月	463	428	35	64	65	△1
3カ月計	1,571	1,324	247	185	207	△22

平成21年1月16日

(仮称) 消化器センター整備について

1 整備目的

- ・ 高齢化の進展や食生活の欧米化等に伴い、消化器系疾患（胃がん、大腸がん等）が今日高い罹患率を示していることから、胃や腸等の疾患に対する診断や治療の水準を高めることは市民にとって健康の保持と促進に大きく繋がる。
- ・ 脳神経外科に続く、特色ある消化器系の診療部門となり、病院にとっては医療レベルの向上と収益の増加が図れ、併せて他科の患者数増加等の波及効果が期待できる。

2 施設概要

- ・ 場 所 別館南（園庭）
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建て（鉄骨造についても検討中）

	現 行	整 備 (案)
床 面 積	約140㎡	増築 約590㎡ 改造 約90㎡ 計 約680㎡
内 容		
上部検査室	2室	2室
下部検査室	1室	2室
上部下部兼用室	なし	1室
透視室（兼治療室）	なし	2室
前処置室	なし	上部・下部 各1室
リハビリ室	なし	1室
カンファレンス室	なし	1室
その他	更衣室、機器保管庫、トイレ、受付、倉庫	洗浄室、相談室、更衣室、機器保管庫、トイレ、受付、倉庫

3 その他

- (1) 機器整備 機器選定、整備手法（買取、リース）の検討
- (2) 人員配置 医師2名、看護師3～4名、看護助手1名の増員検討
- (3) 検査数・治療数
 - ・検査件数 5,400件/年→8,800件/年（約1.6倍）見込み
 - ・治療件数 950件/年→1,250件/年（約1.3倍）見込み
 - ・人間ドック（現在、8件/日）も件数増加が見込まれる。
- (4) 工事予定
 - ・測量、地盤調査（ボーリング調査）
 - ・建物設計
 - ・工事（約5か月）

消化器センター整備理由

08.12/1

《中期経営計画-事業運営に係る 3 項目の基本方針》

◎良質で高度な医療の提供 ◎医療の質、患者サービスの提供 ◎経営基盤の強化

- 1 罹患率の高い消化器疾患とくに胃腸疾患に対する診断と治療の水準を高めることは、市民にとって健康の保持と増進に大きく寄与できる。→《◎良質で高度な医療の提供》

(胃がん、大腸がん、炎症性腸疾患、膵がん等の罹患率、当院での死亡数は別紙)

- 2 施設や医療機器を整備、拡充することによって集団検診や人間ドック、病診連携等の強化が図れ、この結果、患者が負担する治療費の軽減も図れる。

→《◎医療の質、患者サービスの提供》

(総医療費、医療機器、治療方法、保険適用の有無等は別紙)

- 3 消化器系の外来、入院、人間ドック等の患者数が増加し、収益増加が図れるとともに、病院全体としても他科の患者数の増加等波及効果が生じる。

(病院のブランドとして、脳神経外科と消化器科の 2 枚看板となりえる)

→《◎経営基盤の強化》

【現内視鏡室の検査、治療件数と整備後の予想件数】

◎現内視鏡室(上 2・下 1)における診断、検査数(上部、下部、ERCP、EUS)-約 5,400 件

” 治療件数(ESD、ポリペクトミー・EMR、EST 等)- 約 950 件

↓

●整備計画案(上 3・下 2・透視 2(1+1))診断、検査数(”) -約 8,800 件

” 治療件数(”) - 約 1,250 件

《まとめ》

高齢化の進展や食生活の欧米化に伴い、消化器系の疾患が高い罹患率を示している。

消化器の中で、代表的な胃や腸等の疾患に対する診断や治療は、そのほとんどが内視鏡によるものであることから、これらの医療機器の充実を図ることや狭小でかつ今日的な課題の多い現内視鏡室の再整備や拡充を行なうことは、市民にとって健康の保持と増進に大きく寄与できるものである。また、このことによって当院においては、医療レベルの向上と収益の増収が図れ、脳神経外科に続く特色ある消化器系の診療部門となり、継続的な経営基盤の強化が図れるものと思料するものである。

施設の概要、規模等については、鉄筋コンクリート造平家建てとするが、将来の増床に対応するため、上階に増築が可能となるような構造とし、検査室 5 室【上部検査室 2 室(現 2 室)、下部検査室 2 室(現 1 室)、上部下部兼用室 1 室(現 0 室)】、治療室を兼ね備えた透視室 2 室(現 0 室)、リカバリ室、上部及び下部それぞれの前処置室、カンフ

アレンス室等を配置する計画であり、増築(約 590 m²)と改造(約 95 m²)併せての床面積は約 685 m²を考えているものである。

事業費についてであるが、医療機器関係で約 3.8 億円、建築関係で約 1.6 億円と多額になることから、医療機器の整備手法(買取、リース等)をはじめ、財源確保等の課題解決に向け、院内でさらに精査、検討を行い、来年度内の竣工を目指して努力していく考えである。

3-8. ヘリポートの利用実態

大津市民病院本館屋上にはヘリポートが設置されている。これはヘリコプターによって緊急の重症患者を搬送し、当院で迅速に治療を施すことを目的に設置されているものである。大津市民病院は災害時における重篤患者の受け入れや搬出が可能な「災害拠点病院（地域災害医療センター）」に指定されているが、災害拠点病院とは平成8年に当時の厚生省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」で、次のような機能を備えた病院である。

- ① 24時間いつでも災害に対する緊急対応でき、被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出が可能な体制をもつ。
- ② 実際に重症傷病患者の受け入れ・搬送をヘリコプターなどを使用して行うことができる。
- ③ 消防機関（緊急消防援助隊）と連携した医療救護班の派遣体制がある。
- ④ ヘリコプターに同乗する医師を派遣できることに加え、これらをサポートする十分な医療設備や医療体制、情報収集システムと、ヘリポート、緊急車両、自己完結型で医療チームを派遣できる資器材を備えている。

このように災害拠点病院としてはヘリポートが有効に機能することが重要となってくると思われるが大津市民病院のヘリポートに関しては問題がある。

ヘリポートは本館屋上に設置されているが、ヘリポートの着陸面は屋上から5.5メートルの高さがあり、ヘリポートそのものにはエレベーターが設置されていないため、ヘリコプターで患者が搬送されてきた場合、エレベーターが設置されている屋上階まで幅1.4メートルの階段を下りていく以外に方法がない。現状、自力歩行が困難な重症患者が搬送されてきた場合は救急隊員が背負って階段を下りていくという危険な作業となっている。ストレッチャーから下ろすことのできない重篤な患者に至っては受け入れが不可能な状況となっている。救急隊員についても病院内に消防署の救急出張所があるため、救急隊員が待機しているが、出動中にヘリコプターでの搬送があれば、他の消防署から隊員を呼び寄せることもあり、ヘリコプターの到着よりも隊員の到着が遅れることもある。

なお、過去5年間における大津市民病院のヘリポートを使用しての患者搬送件数は以下のとおりである。

(単位：件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	6	7	5	6	3

3-9. 監査結果

(1) 固定資産台帳、エクセル表及び決算書の照合について

固定資産台帳、エクセル表及び決算書の残高照合については現在作業が進められているところではあるが、器械備品については品目数が多いこともあり、平成22年12月末現在においてもこれらの照合が完了していない。

台帳とエクセル表を個別に照合して過不足なく全ての台帳がエクセル表に反映できていることを確認した上で、エクセル表を集計し、この合計が正であるとして会計数値を修正しなければならない。この作業により、固定資産台帳とエクセル表及び決算書が一致することとなる。

決算書の残高とその元資料となる台帳の残高を一致させることは管理手続きとして第一段階であり、早急に照合作業を完了させる必要がある。

また、資本剰余金に計上されている補助金については帳簿上科目別明細が不明であり、器械備品のみならず他の資産についても現在照合ができていない状況である。こちらについても早急に照合を完了させ、その結果に合わせて決算書を修正すべきである。

(2) 固定資産の現物確認について

これまで現物確認が実施されてこなかったが、固定資産、特に物理的な移動や廃棄が比較的簡単な備品等については現物が移動あるいは廃棄されていても、これが台帳に反映されていないことがあり得る。従って定期的に現物を確認し、管理台帳と照合しておくことが必要となる。特に病院では高額な医療機器が多数あることから、このような現物管理が重要となってくる。現物確認の方法としては、管理台帳を基に各部署別に保管している固定資産のリストを作成し、これを各部署にて現物を確認してもらい、不一致が発生すればその報告を受け、廃棄や移動の有無を確認した上で管理台帳を修正していく等の手続きが考えられる。大津市民病院においてはこのような現物確認作業を少なくとも1年に1回以上実施されるなど、適正な物品管理を実施されたい。

(3) 固定資産の耐用年数の適用について

平成10年度に取得し平成11年度から償却を開始している本館建物及び附属設備について、建物附属設備についても本体と同一の耐用年数が適用されているが、本来の法定耐用年数を採用した場合の平成21年度末における償却未済額等は以下のとおりである。

(単位：千円)

設備名	平成21年度末償却未済額(決算値)	法定耐用年数	平成21年度末における、あるべき償却未済額(注)	平成21年度末における累計償却不足額
建物本体	6,556,254	39年	6,556,254	—
空調設備	2,658,938	15年	1,241,029	1,417,909
電気設備	1,752,402	15年	817,913	934,488
昇降機設備	233,176	17年	133,701	99,475
合計	11,200,771	—	8,748,898	2,451,873

(注) 償却開始時期は現状の会計処理に合わせ取得の翌年度として試算している。

設備名	現状の年間減価償却費(決算値)	法定耐用年数を採用した場合の年間減価償却費	差引年間償却不足額
建物本体	206,593	206,593	—
空調設備	83,785	212,686	128,900
電気設備	55,219	140,173	84,953
昇降機設備	7,347	16,390	9,043
合計	352,946	575,844	222,897

平成21年度末においては総額で2,451,873千円の償却不足額が発生しており、これを解消する必要がある。

平成22年度決算において修正する場合の仕訳は以下のとおりである。

・ 過年度分の修正仕訳

借方	貸方	金額(単位：千円)	摘要
減価償却費 【特別損失】	減価償却累計額	1,417,909	空調設備償却不足額
減価償却費 【特別損失】	減価償却累計額	934,488	電気設備償却不足額
減価償却費 【特別損失】	減価償却累計額	99,475	昇降機設備償却不足額

- ・ 通常の減価償却計上（平成 22 年度以降償却終了まで毎期）

借方	貸方	金額(単位:千円)	摘要
減価償却費	減価償却累計額	212,686	空調設備当期償却額
減価償却費	減価償却累計額	140,173	電気設備当期償却額
減価償却費	減価償却累計額	16,390	昇降機設備当期償却額

以上の方法により貸借対照表に計上されている固定資産の価額を適正なものに修正されたい。

（４） 消化器内視鏡センターの建設計画について

消化器内視鏡センター建設に当たり、作成された収支計画等は資料 7 及び資料 8 のみであるが、設備投資を行う場合、事前に詳細な収支計画を策定することが必要である。

収支計画においては設備の概要、支出額の見積り、開業後の検査や診察の見込みとともに固定費や変動費の見込みを詳細に検討していく必要がある。提出された資料にも検査数や治療件数の記載されているものの、それがいつの時点で達成されるのか、当初 1 年目の予測、2 年後 3 年後の増加状況というようなことが記されていない。また、収支計画以外にも現状の設備の状況や投資をしない場合の予測等との比較をすることによって設備投資の必要性を訴えることも必要であると考えます。

提出された資料のみで判断される現状では、これらの情報が不足しており、これでは的確な投資可否の判定を行うことは困難である。今後は設備投資を実施するに当たって、詳細に計画を検討することが必要である。

3-10. 意見

（１） 固定資産の減価償却開始年度について

大津市民病院では、固定資産を取得した場合、その償却開始時期を購入翌年度期首としている。この方法は地方公営企業法施行規則第 8 条第 1 項に定められた方法である。しかし、同条第 6 項においては使用開始した当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げないと規定されている。

規定上は現行の償却開始時期も認められているが、固定資産の使用期間にわたって償却計算を実施するという意味からすると理論的には使用開始月から月数に応じて償却すべきであり、翌年度からの償却はあまりに簡便的すぎ、理論上の根拠がないと思われる。

今後は使用開始月から償却することが望ましい。

(2) 医療機器の使用状況について

医療機器の購入後の使用状況については特に管理されていない。使用状況を管理すれば、事後ではあるが無駄な機器購入の有無を確認することができ、今後の医療機器購入の際の参考とすることもできるため、使用状況の管理を徹底されたい。

(3) 固定資産管理システムの導入について

大津市民病院では固定資産の管理には前述した手書きによる管理台帳とそれを集計するためのエクセル表を使用しているが、このような方法によると集計ミスや転記ミスが発生する恐れが比較的高く、固定資産を管理するうえでも非効率である。現在では比較的安価な固定資産管理ソフトも市販されており、導入するためのコストもそれほど高額にはならないと思われる。固定資産管理のための専用ソフトを導入し事務を効率化することを検討されたい。

(4) ヘリポートの利用実態について

ヘリポートにエレベーターが設置されていないため、その利用には大きな制限がある。

この問題については平成 19 年大津市議会でも質問があり、当時の院長は「自力歩行が困難でストレッチャーなどによる患者の移送は、訓練を受けた救急隊員等に依頼しております。(中略)現在の階段利用では、人工呼吸器などの医療機器装置を装着された患者の搬送は困難な状況にあり、災害拠点病院としての機能をさらに充実させるためにも、重要な課題であると認識しており、今後、防災関係当局とも協議してまいりたいと考えております。」と答弁している。平成 22 年 12 月には関西広域連合が発足し、その中ではドクターヘリの共同運航などが掲げられているため、今後の利用機会は増加すると思われるが、ヘリポートにエレベーターを設置しても、利用増により収支の改善に直接的に結びつくほどのものではない。

エレベーター設置に要する費用を算出したうえで、大津市の施策として赤字覚悟でもヘリポートを整備するかどうかを検討されたい。

4. その他の監査結果

(1) コインランドリー及びコピー機管理手数料について

平成 22 年 11 月、大津市職員による駐車場等の売上金窃盗事件が明るみとなった。長年にわたり、駐車場精算機、公衆電話、テレビカード自動販売機及びコインランドリーの売上金が抜き取られていたというものである。これは、市民病院が売上計上をする際、回収した現金をもって売上金額とし、実際の利用高を把握していなかったこと、さらにそれぞれの精算機等の鍵の管理が徹底していなかったことに起因するものである。

今回の監査にあたり、上記の不備が改善されているかどうかを確認した。

公衆電話については病院職員が回収した金額と N T T からの請求額を電話機ごとに照合し、その差額を把握することにより、もれなく回収されていることを確認している。公衆電話については N T T が発行する請求書の締めタイミングと現金を回収するタイミングを完全に一致させることはできないため、回収時点である程度の差額が発生することはやむを得ないが、その差額が多額になっていないことや月を追うごとに差が拡大していないこと等を検証している。

駐車場については売上金の回収業務を外部業者に委託しており、毎日の入金額と精算機から打ち出されるジャーナルを市民病院側で照合している。

テレビカード販売、コインランドリー使用料及び事件には関係なかったがコピー機使用料については同一の業者に一括して運営を委託しており、大津市民病院は売上金額の一定割合を管理手数料として徴収し、収益計上している。この際、テレビカード販売機については機械から打ち出されるジャーナルと、業者が作成している集計表を照合しているが、コインランドリーとコピー機については業者が作成した集計表と入金額を照合するのみでコインランドリー及びコピー機の実際の使用回数等を確認していない。当該管理手数料はそれぞれの売上に基に決定されるのであるから、その検証は実際の売上計上額が正しく報告されているかどうかを検証しなければならない。コインランドリーとコピー機についても使用回数等が確認できる書類の提出を求めるべきである。

(2) 寄附金の処理について

貸借対照表の資本剰余金に寄附金（平成 22 年 3 月末残高 13,909 千円）が計上されている。「公営企業の経理の手引 地方公営企業制度研究会（平成 22 年 8 月）」によると資本剰余金に計上される寄附金とは、出資の場合を除き、資本的支出に充てるため当該地方公共団体以外から提供された金銭をもって、財産の取得に充てた場合、その金銭を受け入れた日をもって資本剰余金の寄附金に整理することとされている。

しかし、大津市民病院の資本剰余金に計上されている寄附金は地方公共団体以外から提供された金銭ではあるが資本的支出に充てる意図をもって提供されたものではなく、また、当該金銭が財産の取得に充てられたかどうかは記録されていない。

前述の「公営企業の経理の手引」によると「国又は他の地方公共団体から営業補助の目的で交付された補助金並びに他の会計から収益的支出を負担することを目的として繰り入れられた補助金等は、その受入の日に収益計上する。」とされている。ここには地方公共団体以外からの寄附金等については明記されていないが、同様に収益計上（医業外収益）することが妥当である。

また、既に資本剰余金に計上されている寄附金 13,909 千円については資本的支出に充てられた形跡がないので、これを取崩して収益計上するべきである。